

放課後児童クラブ関連資料

※第1回専門委員会(平成25年5月29日)の資料2について、
平成25年5月1日調査の結果を反映し、データ更新したもの。

放課後児童クラブについて

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る
(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))

【現状】(クラブ数及び児童数は平成25年5月現在)

- クラブ数 21,482か所 (参考:全国の小学校約21,132校)
- 登録児童数 889,205人 (全国の小学校1~3年生約325万人の24%程度=約4人に1人)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 8,689人 [利用できなかった児童がいるクラブ数 1,612か所]

・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)
⇒平成26年度末までに111万人(小学校1~3年生の32%=3人に1人)の受入児童数をめざす

【事業に対する国の助成[児童育成事業費(特別会計)から事業実施市町村への補助]】

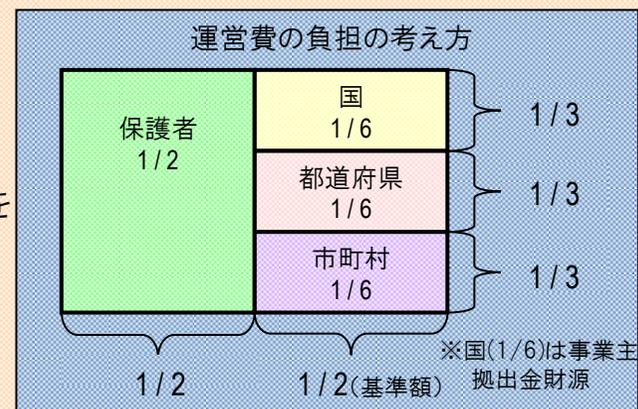
○平成26年度概算要求 326.3億円

- 運営費 か所数の増(27,029か所→27,750か所)
 - ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
 - ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。
 - ・例:児童数が40人の場合、1クラブ当たり基準額:340.8万円
(総事業費681.7万円)
 - ・学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成。

○整備費

- ・新たに施設を創設する場合(基準額:2,150.4万円)のほか、平成25年度より、改築、大規模修繕及び拡張の整備区分を追加。

※運営費は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。整備費(創設、改築等)は、国・都道府県・設置者が3分の1ずつ負担。
整備費(改修・備品購入)は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。



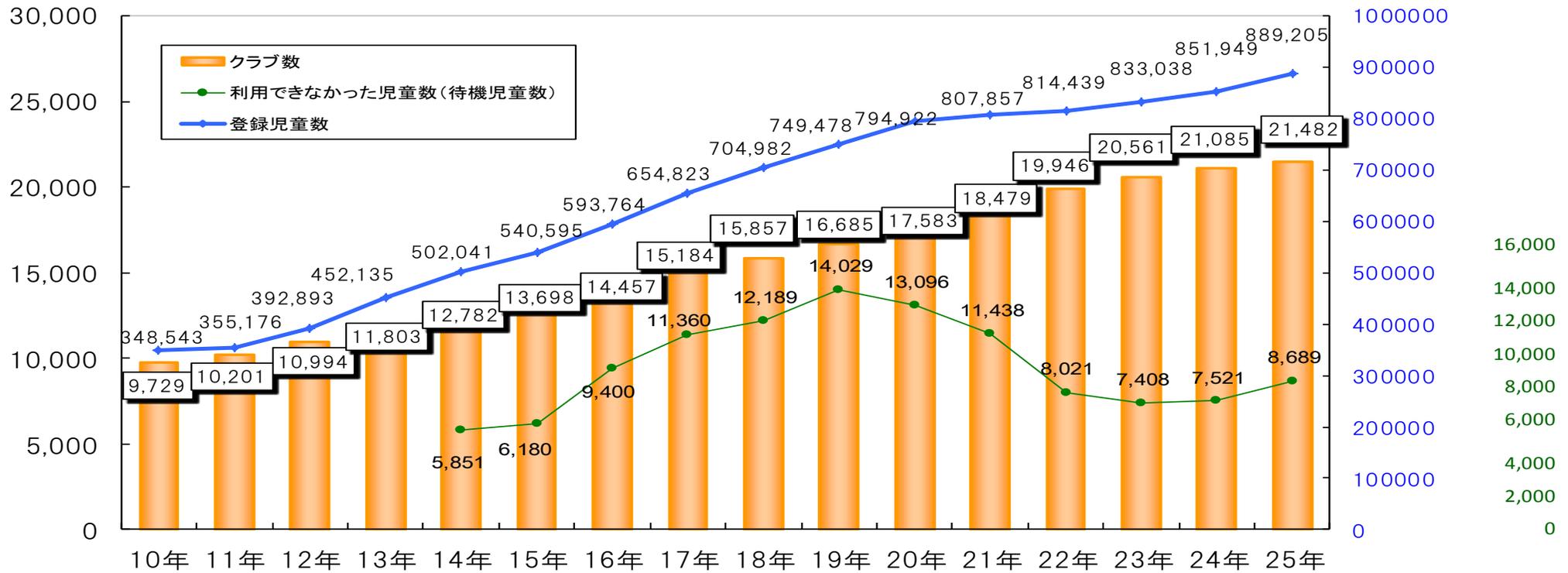
放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

平成25年では、クラブ数は2万1,482か所、登録児童数は88万9,205人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約2.2倍、児童数は約2.6倍となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は、8,689人(最大の19年に比べて約6割)となった。

[参考:クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]

(か所)

(人)



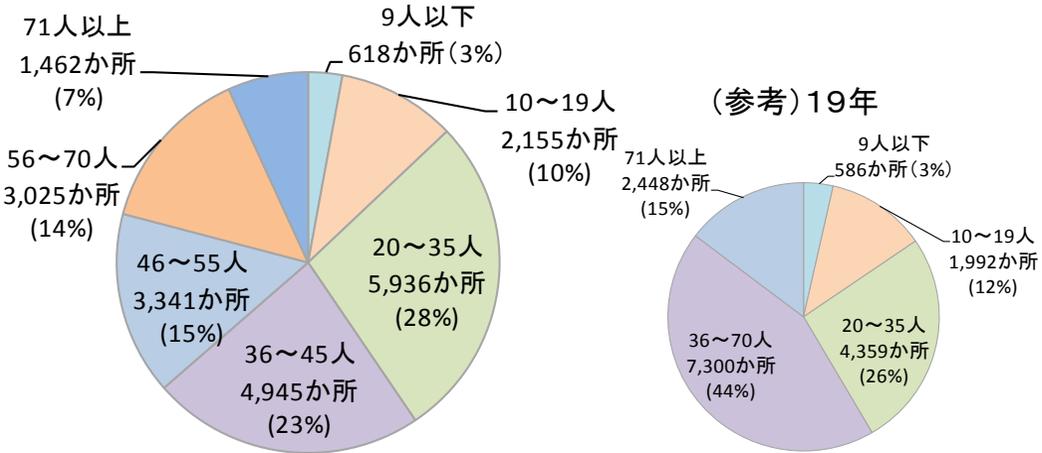
※各年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童クラブの現状

※平成25年5月1日現在(育成環境課調)

○規模別実施状況

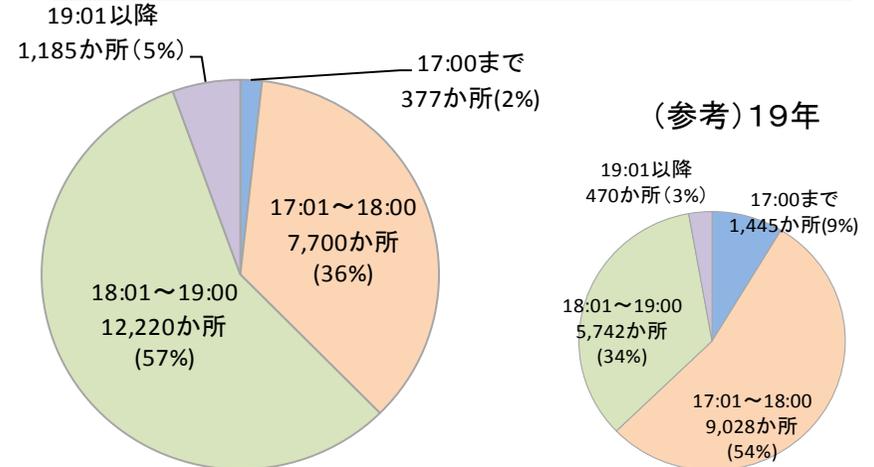
登録児童数の人数規模別で見ると、45人までのクラブが全体の約65%を占める。



※19年調査では、36人～70人の内訳は把握していない

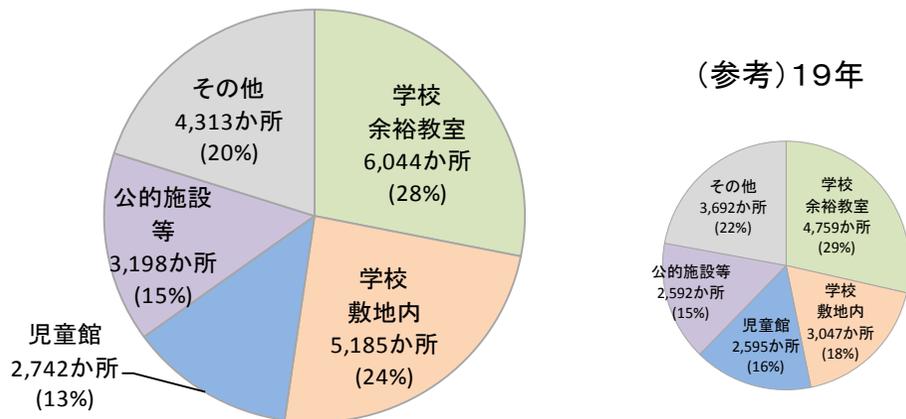
○終了時刻の状況(平日)

18時を超えて開所しているクラブが全体の6割を占める。



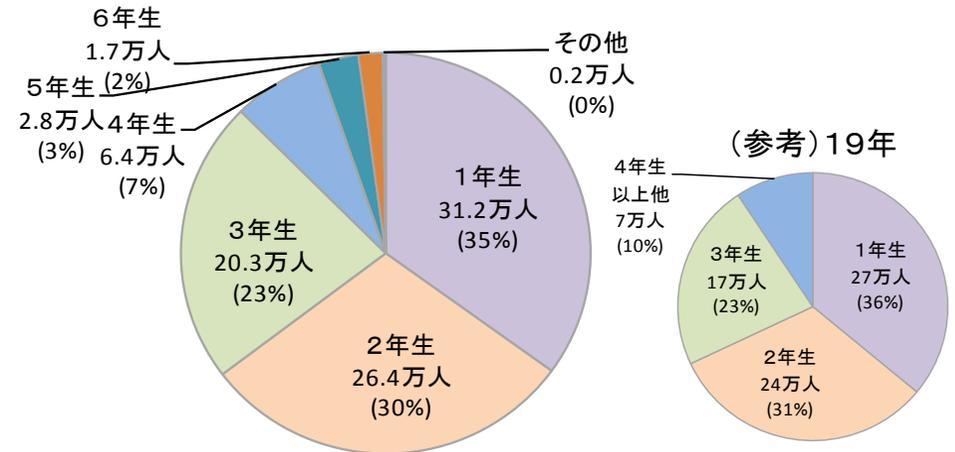
○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約24%、児童館が約13%であり、これらで全体の約65%を占める。



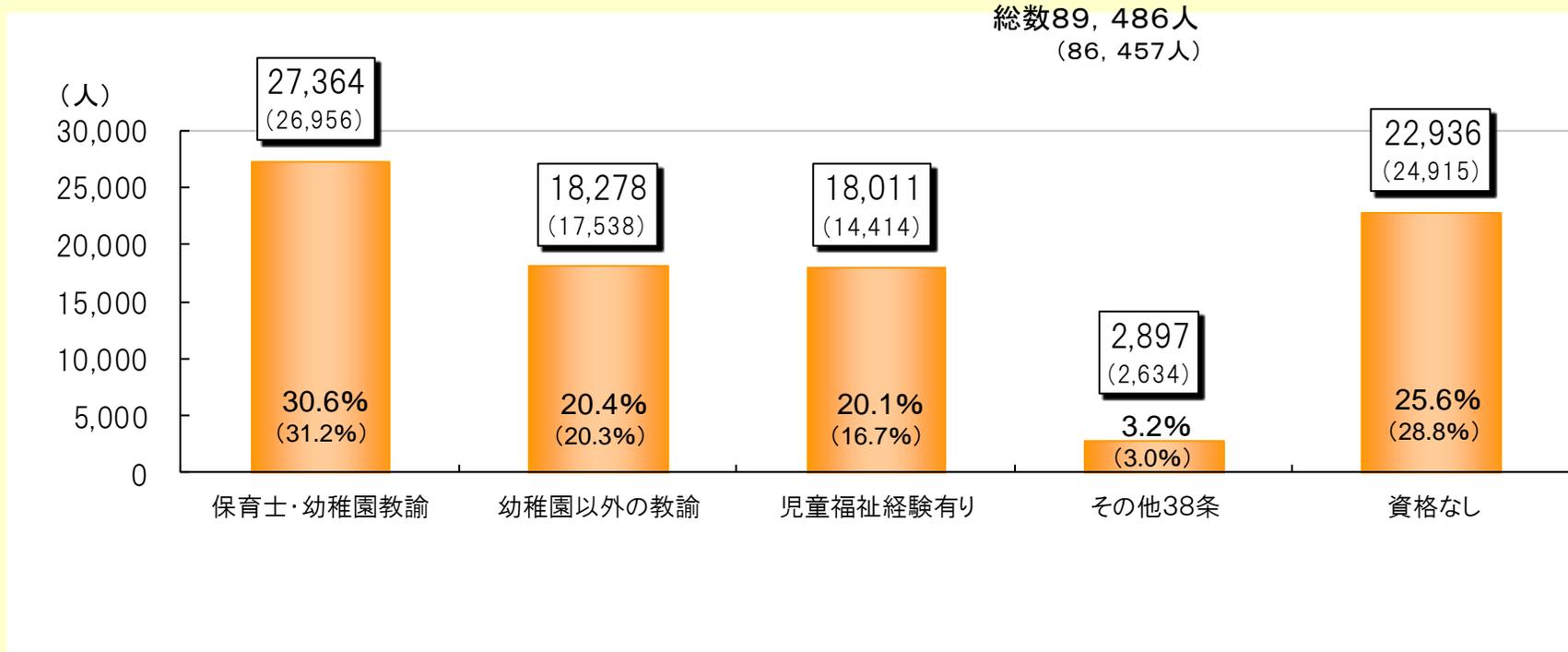
○登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約9割を占める。



放課後児童指導員の資格の状況

○ 放課後児童指導員は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者が望ましいとしているが、約25%は、資格なしとなっている。



注1:()内は昨年の数値である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を区別しない。また、1人の指導員に対し、1つの資格を計上。

注2:「その他38条」は「保育士・幼稚園教諭」、「幼稚園以外の教諭」、「児童福祉経験有り」以外で児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に該当する者の基準。

注3:放課後児童健全育成事業実施要綱及び放課後児童クラブガイドラインにおいて、放課後児童指導員は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者が望ましいとしている。

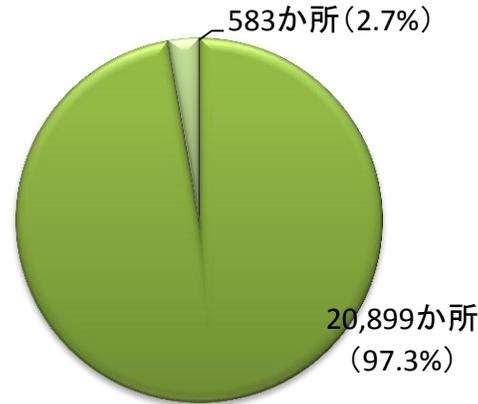
※平成25年5月1日現在(育成環境課調)

専用スペースの設置状況について

- 現状では、ほぼすべてのクラブが専用スペースを確保している。
- 約8割のクラブで児童1人当たり1.65㎡以上のスペースを確保している。

専用スペースの設置状況

N = 21,482か所



- 専用スペース有り
- 専用スペースなし

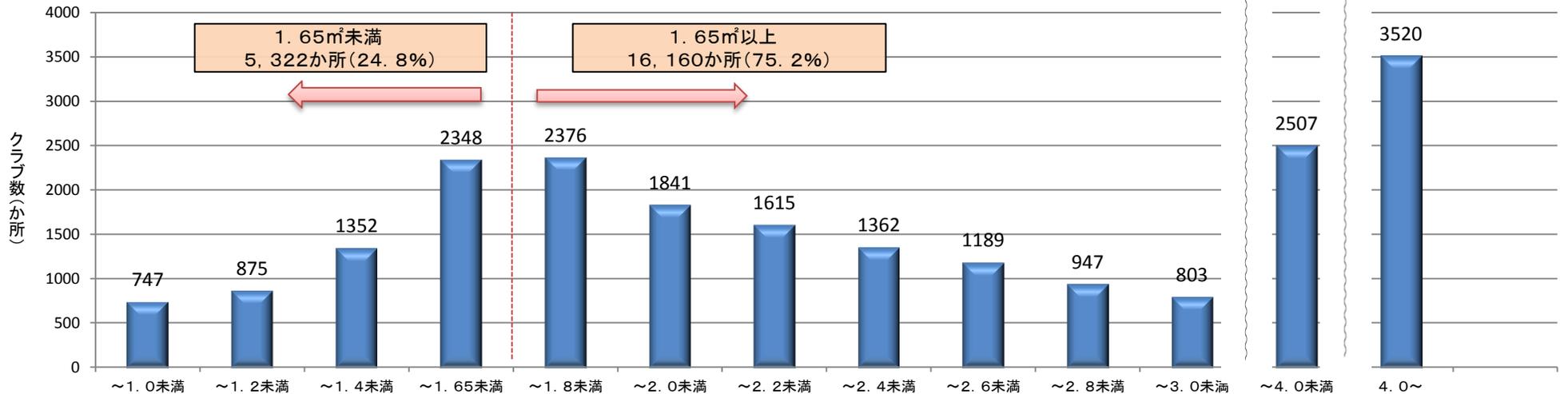
※ここでの「専用スペース」とは、放課後児童クラブの実施時間に専用で利用できる部屋又はスペースをいう。

※平成25年5月1日現在(育成環境課調)

児童1人当たりの面積

N = 21,482か所

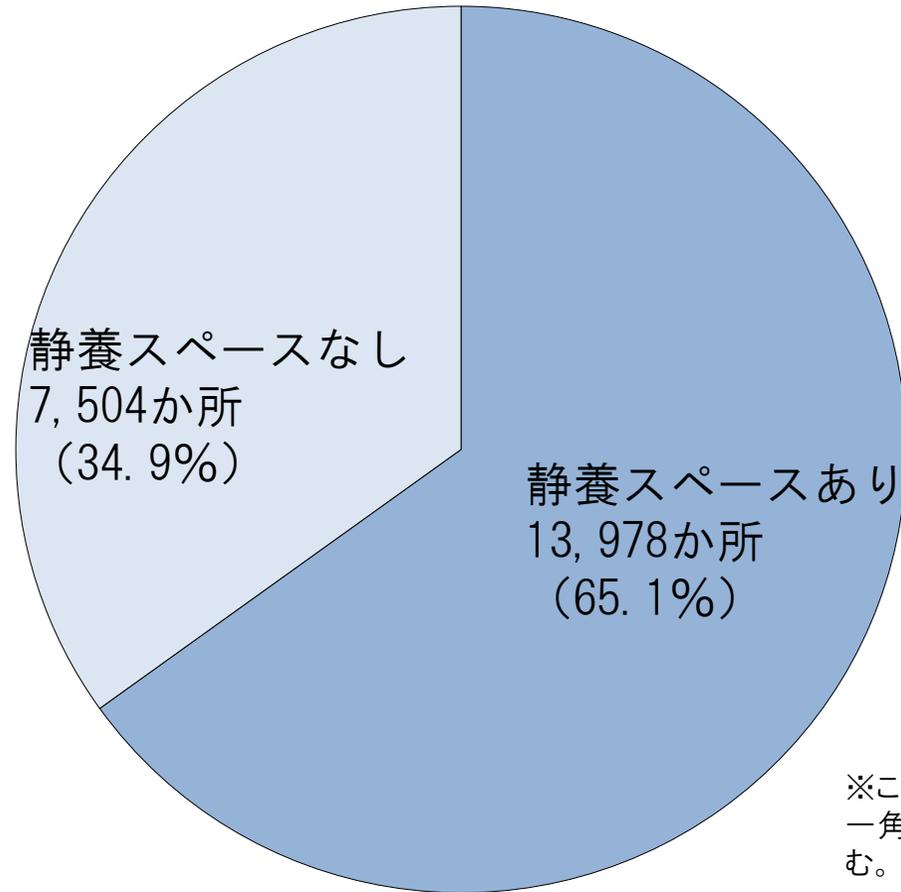
※平成25年5月1日現在(育成環境課調)



一人当たりの面積(㎡)

静養スペースの設置状況について

○ 現状では、6割強のクラブが静養スペースを確保している。



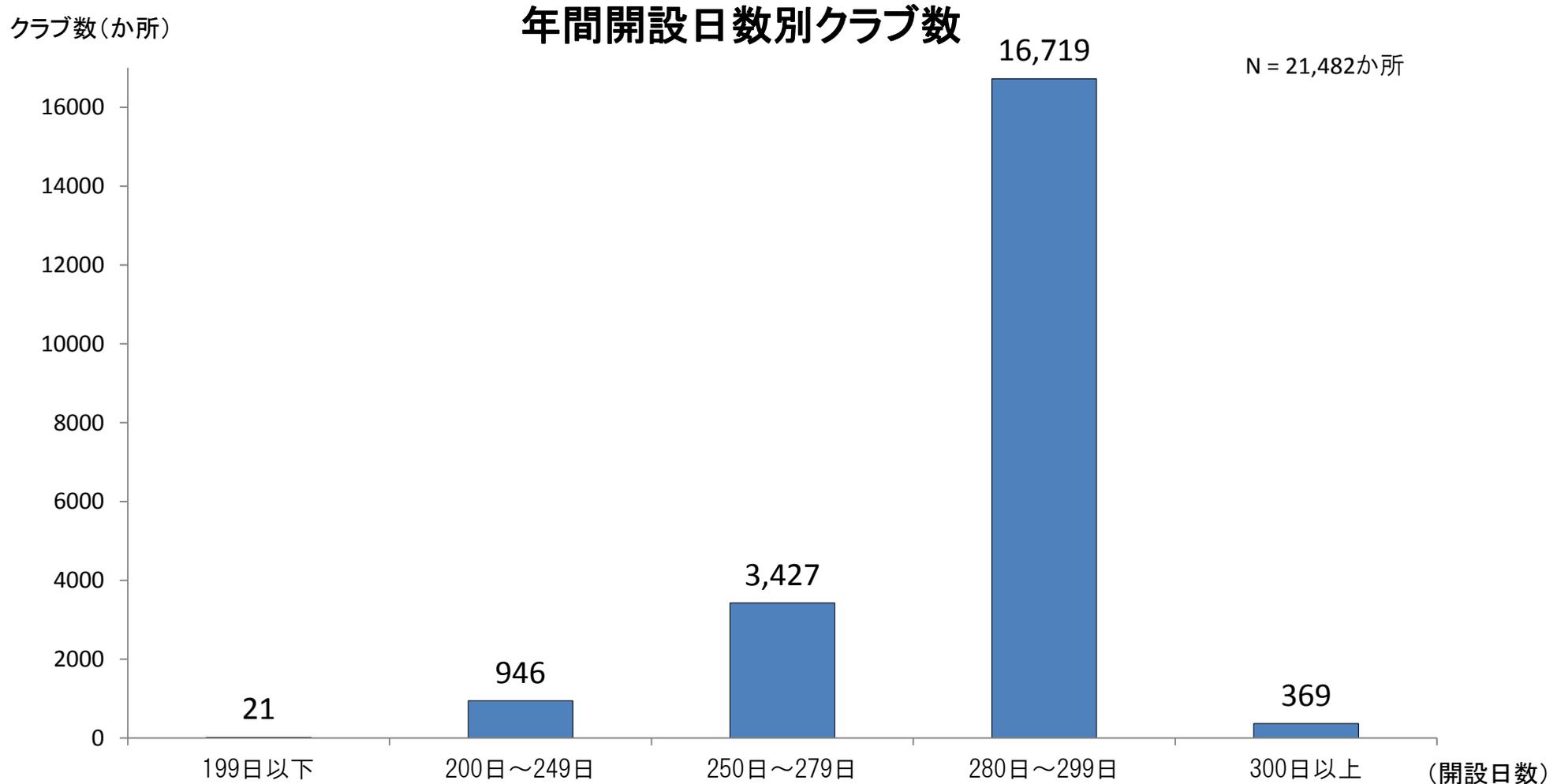
※ここでの「静養スペース」とは、専用室等の一角を間仕切り等して、休息できる空間を含む。

N = 21,482か所

※平成25年5月1日現在(育成環境課調)

開所日数の状況について

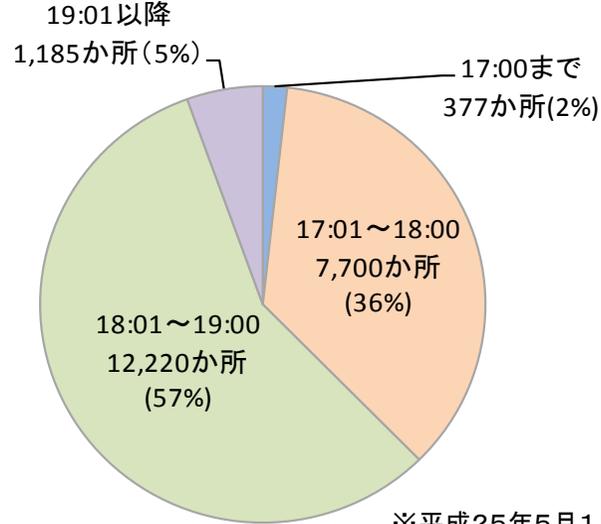
○ 現状、ほとんどのクラブが250日以上開所しており、280日以上開所しているクラブは約8割となっている。



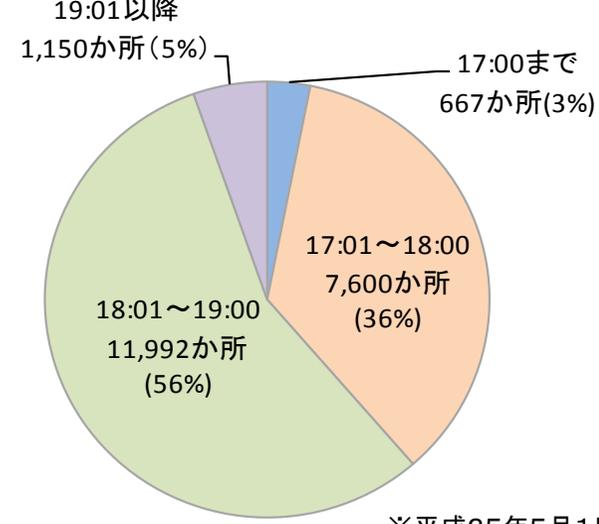
放課後児童クラブの終了時刻について

- 平日・休日ともに、18:01以降に閉所するクラブが全体の6割を超える。
- 平日と休日とを比較して、終了時刻に大きな差は見られない。

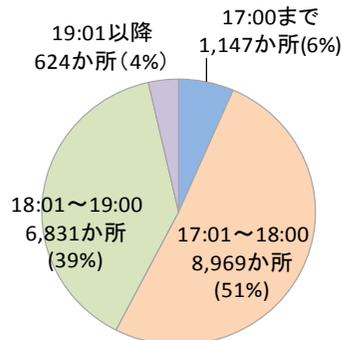
○終了時刻の状況(平日)



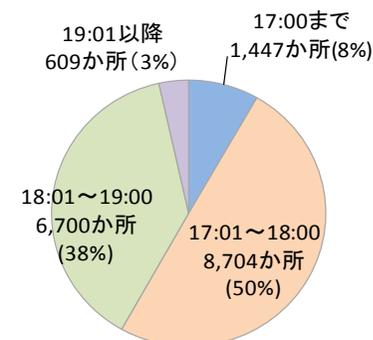
○終了時刻の状況(休日)



(参考)20年



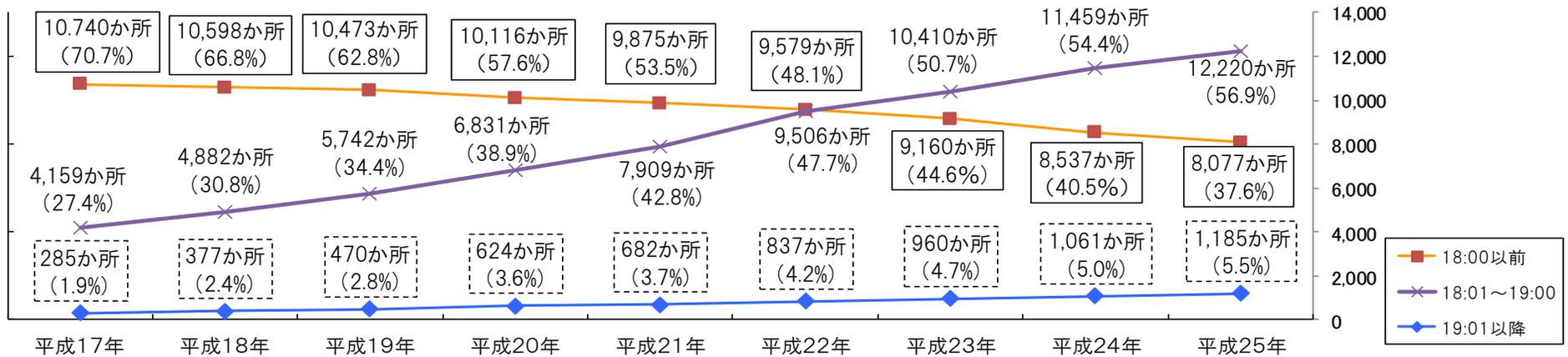
(参考)20年



放課後児童クラブの終了時刻の推移等について

【平日の終了時刻の推移】

○ 終了時刻は18:00までに終了するクラブが減り、18:00を越えて開設するクラブ数が年々増加している。



(注1) 各年5月1日現在(育成環境課調)
 (注2) ()内は、各年の総数に占める割合
 (注3) 長期休暇のみ開所するクラブを除く

【放課後児童クラブと保育所との終了時間の比較】

18:01以降に閉所は、クラブが62.4%となっているのに対し、保育所は84.7%となっている。

終了時刻		17:00以前	17:01~18:00	18:01~19:00	19:01以降	計
放課後児童クラブ	か所数	377	7,700	12,220	1,185	21,482
	(割合)	1.8%	35.8%	56.9%	5.5%	100.0%
保育所	か所数	228	3,091	14,038	4,394	21,751
	(割合)	1.0%	14.2%	64.5%	20.2%	100.0%

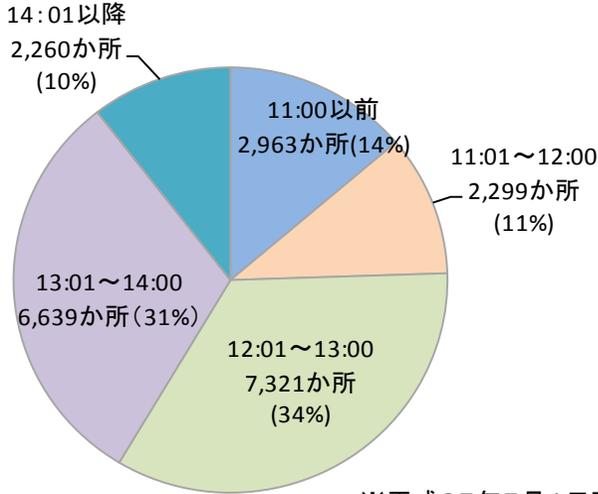
※放課後児童クラブは平成25年5月1日現在(育成環境課調)、保育所は平成23年10月1日現在(社会福祉施設等調査報告)

※放課後児童クラブは平日における終了時刻

放課後児童クラブの開所時刻について

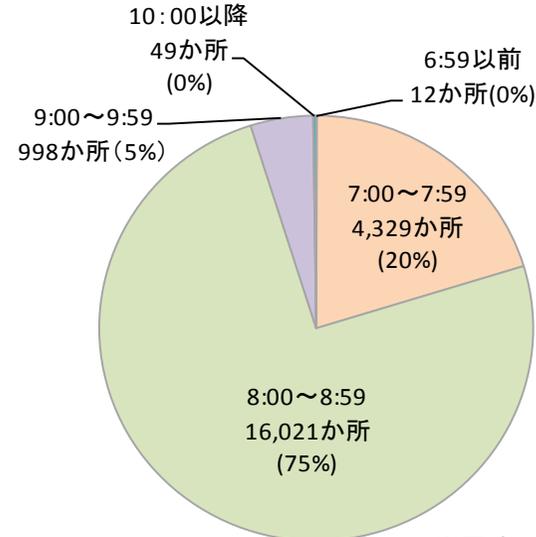
- 平日は、12:01～14:00の間に開所するクラブが全体の約6割を占めるが、開所時間にはバラツキがある。
- 休日は、ほとんどのクラブが8:59以前に開所している。

○開所時刻の状況(平日)



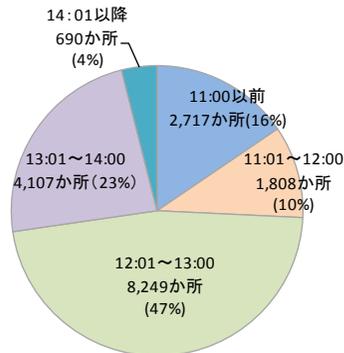
※平成25年5月1日現在(育成環境課調)

○開所時刻の状況(休日)

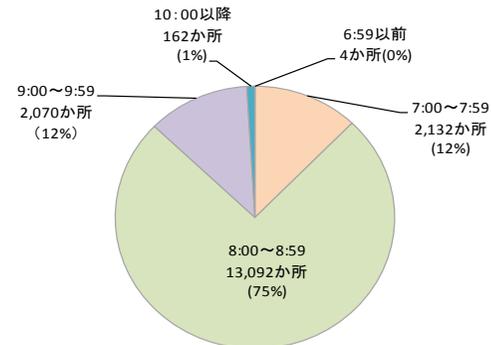


※平成25年5月1日現在(育成環境課調)

(参考)20年



(参考)20年

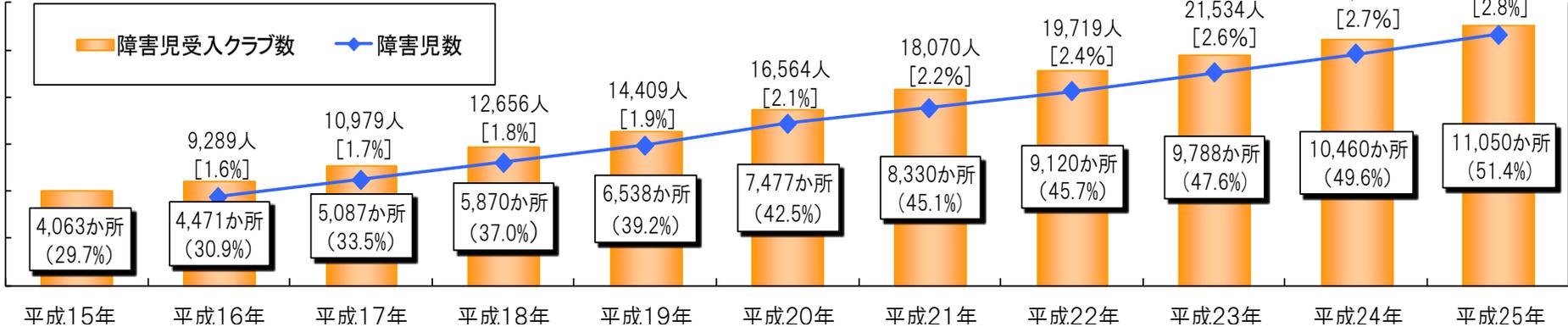


放課後児童クラブにおける障害児の受入推進について

【障害児受入クラブ数及び障害児数の現状及び推移】

- 障害児の受入クラブ数及び受入児童数は、年々、着実に増加。※平成25年5月現在 11,050クラブ、25,338人
- 平成25年においては、障害児受入クラブ数及び障害児数ともに、調査開始時と比較して2.7倍以上に増加。

(単位:か所、人)



(注1)各年5月1日現在(育成環境課調)

(注2) ()内は、全クラブ数に占める割合、[]内は全登録児童数に占める割合

(注3)クラブ数は平成15年から、障害児数は平成16年から調査

【障害児の受入推進のための国の補助】

<運営費>

○ 放課後児童クラブに対し運営経費に係る補助を実施しているが、障害児を受入れるクラブには、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、専門的知識等を有する指導員を配置するために必要な経費を、上乘せ補助している。

※1クラブ当たり加算補助額(年額) 1,608千円(平成25年度予算)

<整備費>

○ 障害児を受入れるために必要なバリアフリー等の改修経費についても別途補助。

※補助額:1,000千円(平成25年度予算)

【障害児受入推進に係る補助事業の沿革】

平成13年度 障害児受入促進試行事業の創設

[障害児を4人以上受入れるクラブへの加算]

平成15年度 人数要件の緩和[障害児4人以上→2人以上]

平成18年度 人数要件の撤廃[障害児2人以上→1人以上]

平成20年度・市町村が認めた専門的知識等を有する指導員

を各クラブに配置する補助方式へ変更

・1クラブ当たり加算補助額(年額)の大幅な増

687千円→1,421千円

「放課後子どもプラン」の概要

趣旨・目的

地域社会の中で、放課後等に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省の「放課後子供教室」と厚生労働省の「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)を推進する。

「放課後子どもプラン推進事業」

放課後子供教室（文部科学省）

放課後児童クラブ（厚生労働省）

趣旨

すべての子供を対象として、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する。

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条3第2項に規定)

実施か所数

10,376か所(平成25年度)

原則としてすべての小学校区での実施を目指す

21,482か所(平成25年5月)

実施場所

小学校 71.3%
公民館 13.2%
児童館 3.4%
その他(中学校、特別支援学校など) 12.1%
(平成25年度)

小学校(余裕教室) 28.1%
" (専用施設) 24.1%
児童館 12.8%
その他(専用施設、既存公的施設など) 35.0%
(平成25年5月)

開設日数

111日(平成25年度平均)

原則として長期休暇を含む年間250日以上

指導者

地域の協力者等

放課後児童指導員(専任)